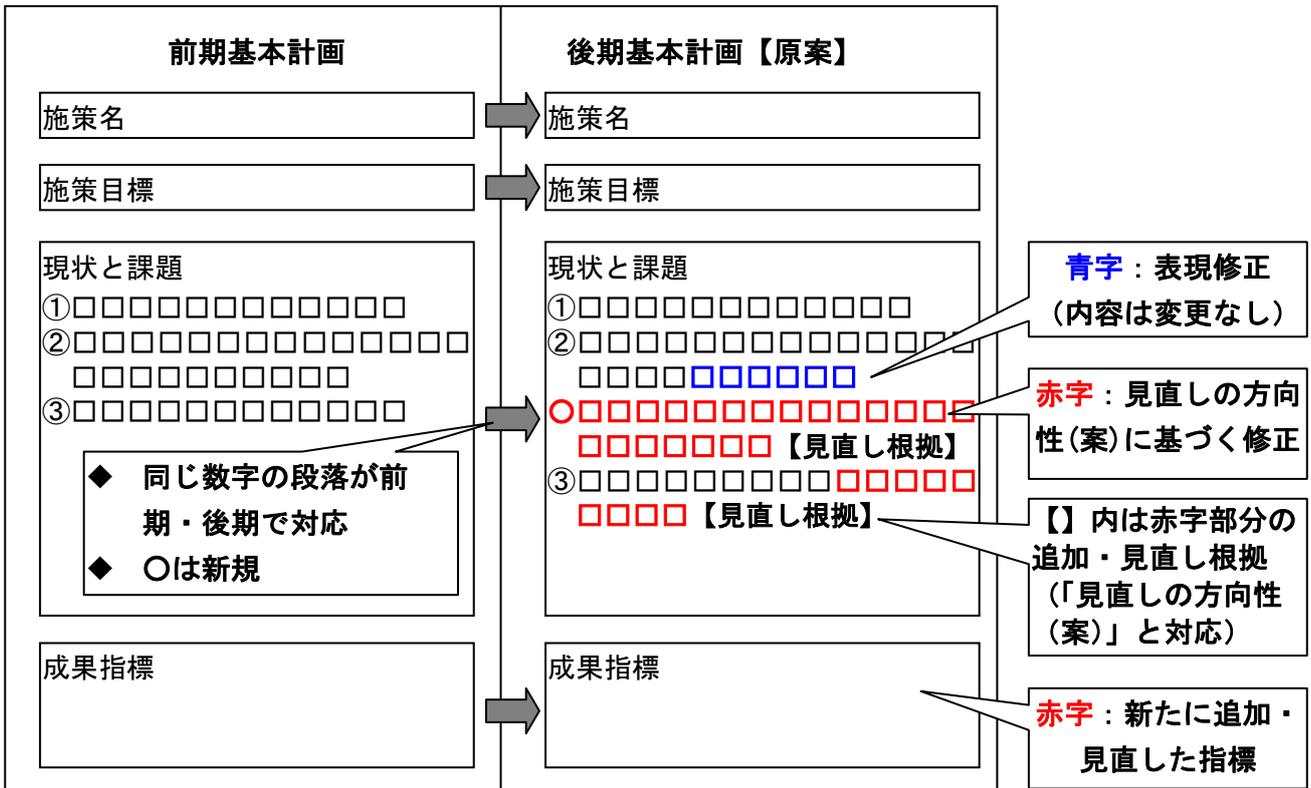


第 2 次総合計画（後期基本計画）各論【原案】

第 2 次総合計画（後期基本計画）各論【原案】においては、前期基本計画を基に、総合戦略の落とし込みを含めた施策体系（案）及び施策見直しの方向性（案）を踏まえ、「施策目標」、「現状と課題」、「成果指標」を対象に、必要な観点を盛り込むなどのブラッシュアップを行います。

本資料では、前期基本計画と後期基本計画【原案】の対比を以下のように示します。

<各論【原案】の見方>



各論（みんなでつくるまちづくり）

<前期基本計画>

み1-1 市民主体のまちづくりの推進

【施策目標】

地域の絆を大切に、市民の活動の場や機会を充実させるとともに、市民が主体的にいきいきと暮らすための環境を整えます。

【現状と課題】

- ①東日本大震災の教訓から、地域の力でまちを守ることへの関心が高まるとともに、地域の助けあい・支えあいや絆の重要性が再認識され、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動への関心が高まっています。また、少子高齢化・核家族化の進行に伴い、高齢者の見守りや子育て支援など、地域が抱える課題への対応には市民の主体的な活動や協力が必要となっています。
- ②本市では、地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動と連携した市民主体のまちづくりを推進するとともに、コミュニティ施設の改修や公共施設予約サービスの導入など、地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動がしやすい環境づくりに取り組んできました。
- ③今後は、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動を促進するための環境づくりや施設機能を充実させるなどの支援を進めるとともに、地域を担う組織や団体との連携・協力体制を整備し、地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進などさまざまな取組により、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。
- ④また、地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会などを通じて、生活に役立つ情報を市民へ提供するとともに、加入促進活動を進めるなど、地域コミュニティの活性化・再構築に向けた取組を行うことが必要です。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成24年度	平成30年度	平成35年度
「地域活動への支援など市民主体のまちづくりの推進」の取組に対する市民満足度	15.2%	19.0%	23.0%
自治会・町内会等の加入世帯数	18,186世帯	19,186世帯	20,186世帯

<後期基本計画【原案】>

み1-1	市民主体のまちづくりの推進
------	----------------------

【施策目標】

地域の絆を大切にするとともに、市民の活動の場や機会を充実させることで、市民が主体的にいきいきとまちづくりに係わることのできる共生のまちづくりを目指します。【見直しの方向性（案）1】

【現状と課題】

- ①東日本大震災の教訓から、地域の力でまちを守ることへの関心が高まるとともに、地域の助けあい・支えあいや絆の重要性が再認識され、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動への関心が高まっています。
- ①また、少子高齢化の進展や単独世帯の増加に伴い、高齢者の見守りや子育て支援、**防災・防犯活動**など、今後ますます地域が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、これらの解決に向けて市民の主体的な活動や協力をより一層促進する必要性が高まっています。【見直しの方向性（案）1】
- ②本市では、平成25年3月に市全体として目指すべき地域コミュニティの方向や具体化のための取組を示した「西東京市地域コミュニティ基本方針」を策定し、地域協力ネットワークの設立に取り組むとともに、コミュニティ施設の改修や公共施設予約サービスの導入をはじめ、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動などに取り組みやすい環境づくりに取り組んできました。
- ③今後も、**地域協力ネットワーク**の、地域を担う組織や団体との連携・協力体制を強化し、**防犯・防災活動**、地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進などさまざまな取組を充実させることにより、市民が主体的にいきいきと係わることのできるのまちづくりを進めていく必要があります。【見直しの方向性（案）1】
- ④また、地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会などを通じて、生活に役立つ情報を市民へ提供するとともに、加入促進活動を進めるなど、地域コミュニティの活性化・再構築に向けた取組を**充実させる**ことが必要です。【見直しの方向性（案）2】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成24年度	平成29年度	平成35年度
地域活動への参加率（地域活動に参加したことがある市民の割合）	市民意識調査	—	—	●%
自治会・町内会等の加入世帯数（平成24年度を100とした場合の指数）	協働コミュニティ課資料	100 (18,186世帯)	● (●世帯)	110 (20,186世帯)
地域協力ネットワークの設立数（累計）	協働コミュニティ課資料	—	1	4

各論（みんなで作るまちづくり）

<前期基本計画>

み1-2 協働のまちづくりの推進

【施策目標】

まちづくりに参画する市民や団体と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出しあい、協働でまちづくりを進めることをめざします。

【現状と課題】

- ①わたしたちの地域社会は、価値観の多様化や少子高齢化などにより環境が大きく変化しており、これまでの画一的な公共サービスだけでは、多様化する市民ニーズに応えることがむずかしい状況となっています。
- ②本市では、西東京市市民参加条例を制定し、市の政策形成過程における市民参加のしくみの充実と強化を図り、市民ニーズにあった施策を行ってきました。
- ③また、協働によるまちづくりに向けた取組として「市民活動団体との協働の基本方針」の策定や、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」¹の設置、NPO等企画提案事業の実施など、協働のまちづくりに向けた基盤整備を進めてきました。
- ④市民参加と協働のまちづくりを推進するためには、行政だけではなく市民自らも地域のことを考え、市政への関心を高めるとともに、ボランティア・市民活動団体、NPOや企業、大学、行政機関などの地域活動を担う組織や団体が協働でまちづくりに取り組むことが重要です。
- ⑤今後は、こうした取組を継続するとともに、ボランティア・市民活動団体、NPOなどが自立した活動を行えるよう、支援・育成のための検討が必要です。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成24年度	平成30年度	平成35年度
「まちづくりや市政への市民参画など協働のまちづくりの推進」の取組に対する市民満足度	11.3%	15.0%	19.0%
企業・大学・NPOなどとの協働事業数	104件	130件	160件

¹ 西東京市における市民活動や協働によるまちづくりの拠点として、市民活動を幅広くサポートし、さまざまな協働の形を生み出していくことを目的に設立された。

<後期基本計画【原案】>

み 1 - 2	協働のまちづくりの推進
---------	-------------

【施策目標】

まちづくりに参画する市民や団体と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出しあい、協働でまちづくりを進めることをめざします。

【現状と課題】

- ①わたしたちの地域社会を取り巻く環境は、価値観の多様化や少子高齢化などにより、大きく変化しており、これまでの画一的な公共サービスだけでは、多様化する市民ニーズに応えることがむずかしい状況となっています。
- ②③本市では、平成 14 年 10 月に「西東京市市民参加条例」を制定し、市の政策形成過程における市民参加の仕組みの充実と強化を図ってきました。また、協働によるまちづくりに向けた取組として「市民活動団体との協働の基本方針」の策定や、市民協働推進センター「ゆめこらぼ²」の設置、NPO等企画提案事業の実施などの基盤整備を進めてきました。
- ④⑤今後、市民参加と協働のまちづくりをより一層推進するためには、地域活動やまちづくりを担うボランティア・市民活動団体、NPOなどが自立した活動を行えるよう、支援・育成に取り組む必要があります。加えて、本市が目指すまちづくりにつながる企業・大学等の活動を、行政が積極的に促すとともに、活動主体との連携や、市内で展開される多様なまちづくり活動をコーディネートできるような体制の整備が重要です。【見直しの方向性（案） 1・2】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度
NPO・ボランティア活動等への参加率（過去3年間の間にNPOやボランティア活動に参加したことがある市民の割合）	市民意識調査	—	—	●%
企業・大学・NPOなどとの協働事業数	協働コミュニティ 課資料	104 件	●件	160 件

² 西東京市における市民活動や協働によるまちづくりの拠点として、市民活動を幅広くサポートし、さまざまな協働の形を生み出していくことを目的に設立された。

各論（みんなで作るまちづくり）

<前期基本計画>

み2-1	人権と平和の尊重
------	----------

【施策目標】

人権が尊重され、平和を尊ぶ社会をめざします。

【現状と課題】

- ①学校や職場などさまざまな場所で起きている人権問題や世界で多発する紛争や武力を背景とした平和に対する脅威など、人権・平和を取り巻く状況は多様化・複雑化しています。
- ②本市では、子ども、高齢者、障害者、女性、外国人など、すべての人の人権が守られ、住みやすい地域社会であるために、人権に関する普及啓発事業などを行ってきました。
- ③子どものころから人権を理解し、すべての人が人権尊重意識を高めるとともに関係機関との連携を図りながら、多様化する人権問題への対応や啓発活動などを進めることが必要です。
- ④また、「非核・平和都市宣言」³を行い、4月12日を「西東京市平和の日」⁴と定めるなど、平和意識を高めるとともに、普及啓発活動などを行ってきました。
- ⑤平和事業については、戦争体験者の高齢化などにより、その体験を次世代に継承する人材が減少していることから、若い世代への継承が課題となっています。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成24年度	平成30年度	平成35年度
「人権と平和の尊重」の取組に対する市民満足度	20.2%	24.0%	28.0%
人権や平和に関する啓発活動・学習活動への参加者数	774人	813人	851人

³ 核兵器のない平和な世界を市民共通の願いとして広く世界に呼びかけるもので、西東京市では市民参加で策定され、平成14年1月21日に宣言した。

⁴ 太平洋戦争中の昭和20年4月12日に西東京市一帯が爆撃を受け、多くの人が犠牲となったその体験を風化させることなく、平和の意義を考えていこうという市民の声により定められた。

<後期基本計画【原案】>

み2-1 人権と平和の尊重

【施策目標】

人権が尊重され、平和を尊ぶ社会をめざします。

【現状と課題】

- ①学校や職場などさまざまな場所で起きている人権問題や世界で多発する紛争、武力を背景とした平和に対する脅威など、人権・平和を取り巻く状況は、社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化しています。
- ②本市では、子ども、高齢者、障害者、女性、外国人など、すべての人の人権が守られ、住みやすい地域社会であるために、人権に関する普及啓発事業などを行ってきました。
- ③今後も引き続き、子どものころから人権を理解し、すべての人が人権尊重意識を高められるようにすることを基本とし、関係機関との連携を図りながら、啓発活動を進めるとともに、多様化する人権問題に対応するための体制を充実させることが必要です。【見直しの方向性（案）1】
- ④また、平成14年1月に「非核・平和都市宣言⁵」を行い、4月12日を「西東京市平和の日⁶」に定めるなど、平和意識を高めるとともに、普及啓発活動などにも取り組んできました。
- ⑤平和事業については、戦争体験者の高齢化などにより、その体験を次世代に継承する人材が減少していることから、特に若い世代への継承に力を入れる必要があります。【見直しの方向性（案）2】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成24年度	平成29年度	平成35年度
人権や平和に関する啓発活動・学習活動への参加者数（平成24年度を100とした場合の指数）	協働コミュニティ 課資料	100 (774人)	● (●人)	110 (851人)
「西東京市平和の日」の認知度（「西東京市平和の日」を知っている市民の割合）	市民意識調査	—	—	●%

⁵ 核兵器のない平和な世界を市民共通の願いとして広く世界に呼びかけるもので、西東京市では市民参加で策定され、平成14年1月21日に宣言した。

⁶ 太平洋戦争中の昭和20年4月12日に西東京市一帯が爆撃を受け、多くの人が犠牲となったその体験を風化させることなく、平和の意義を考えていこうという市民の声により定められた。

各論（みんなで作るまちづくり）

<前期基本計画>

み2-2 国際化の推進

【施策目標】

異なる文化の人々との交流を通して、さまざまな生活、習慣、文化などに対する理解を深めるとともに、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

【現状と課題】

- ①社会経済のグローバル化⁷の進展に伴い、国際化はますます進んでおり、外国籍市民⁸の長期滞在化・定住化もみられます。
- ②今後も学校教育における国際理解や地域交流の促進、市民活動団体などとの協働による支援事業の展開などが望まれています。
- ③市内に暮らす外国人が地域でより快適な生活がおくれるよう、住民サービスやサポート体制の充実に努め、日本人と外国人がお互いに住みやすく、多様な文化や伝統、考え方にふれることのできる魅力的なまちを築く必要があります。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
「外国籍市民へのサポート体制や国際交流など国際化の推進」の取組に対する市民満足度	13.2%	16.0%	18.0%
多文化共生に関するボランティアの数	290 人	400 人	500 人
外国籍市民への情報提供数	33 情報	70 情報	100 情報

⁷ 政治、経済、文化などの様々な側面において、既存の国家や地域の垣根を越えた地球規模での資本や情報のやり取りが行われること。

⁸ 西東京市に住む、日本以外の国籍を持つ市民

<後期基本計画【原案】>

み 2 - 2	国際化の推進
---------	--------

【施策目標】

異なる文化の人々との交流を通して、さまざまな生活、習慣、文化などに対する理解を深めるとともに、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

【現状と課題】

- ①近年、社会経済のグローバル化⁹が進展するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」）の開催を間近に控え、全国的に国際交流や多文化共生に対する関心が高まっています。【見直しの方向性（案）1】
- ①③市内でも外国籍市民¹⁰の長期滞在化・定住化がみられることから、彼らが日本人住民と同様、地域の一員として共に快適な生活を送ることができるよう、住民サービスやサポート体制の充実に努めるとともに、多様な文化や伝統、考え方にふれることができる魅力的なまちを築く必要があります。
- ②そのため、今後も学校教育における国際理解や地域交流の促進、市民活動団体などとの協働による支援事業の展開などを進めることが重要です。

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成24年度	平成29年度	平成35年度
外国籍市民人の住みやすさ評価（西東京市は住みやすいと感じる外国籍市民の割合）	外国籍市民に対するアンケート調査	—	—	●%
多文化共生に関するボランティア数（平成24年度を100とした場合の指数）	文化振興課資料	100 (290人)	107 (311人)	170 (500人)

⁹ 政治、経済、文化などの様々な側面において、既存の国家や地域の垣根を越えた地球規模での資本や情報のやり取りが行われること。

¹⁰ 西東京市に住む、日本以外の国籍を持つ市民

各論（みんなで作るまちづくり）

<前期基本計画>

み2-3 男女平等参画社会の推進

【施策目標】

男女が対等なパートナーとして協力しあい、一人ひとりが自分らしく自立し、個性と能力が発揮できる社会をめざします。

【現状と課題】

- ①男女平等参画社会の考え方は、男女が性別により差別されることなく、一個人として社会のあらゆる分野に参画する社会の実現をめざしたものであり、基本的人権の尊重にかかわる重要な課題です。
- ②国では平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、また東京都では平成24年に「男女平等参画のための東京都行動計画2012」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を改定し、男女平等参画社会の推進に努めています。
- ③本市では、男女平等参画社会の実現をめざし、男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動、女性の人権擁護のための相談支援を進めてきました。また、配偶者などによる暴力などの女性を取り巻く問題を含めた多様化する女性相談などへの対応を図るとともに、情報提供の充実や交流機会の促進、市民活動などへの支援を進めてきました。
- ④今後は、就業形態や価値観の多様化、核家族化の進行などに対応したきめ細かな事業の充実が必要です。また、ワーク・ライフ・バランス¹¹（仕事と生活の調和）を推進し、男女平等推進センター「パリテ」の相談業務の充実を図るとともに、市民、市民活動団体、NPO、企業などとの交流やネットワークづくりの取組が必要です。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成24年度	平成30年度	平成35年度
「男女平等参画の推進」の取組に対する市民満足度	16.6%	19.0%	21.0%
男女平等推進センター「パリテ」登録団体数	12	20	30
男女の固定的性別役割分担意識の解消について、理解のある人の割合	46.5%	60.0%	65.0%

¹¹ 家庭や地域生活、会社（仕事場）などにおいて、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるような仕事と生活の調和のこと。

<後期基本計画【原案】>

み 2 - 3	男女平等参画社会の推進
---------	--------------------

【施策目標】

男女が対等なパートナーとして協力しあい、一人ひとりが自分らしく自立し、個性と能力が発揮できる社会をめざします。

【現状と課題】

- ①男女平等参画社会の考え方は、男女が性別により差別されることなく、一個人として社会のあらゆる分野に参画する社会の実現をめざしたものであり、基本的人権の尊重にかかわる重要な課題です。
- ②国では平成 27 年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」を、また、東京都では平成 29 年 3 月に「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、施策を推進しています。【見直しの方向性（案）1】
- ③本市では、男女平等参画社会の実現をめざし、男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動、女性の人権擁護のための相談支援を進めてきました。また、配偶者などによる暴力などの女性を取り巻く問題を含めた多様化する女性相談などへの対応を図るとともに、情報提供の充実や交流機会の促進、市民活動などへの支援を進めてきました。
- ④今後は、働き方改革や女性の活躍推進、価値観の多様化などに対応したきめ細かな事業の充実が必要です。また、ワーク・ライフ・バランス¹²（仕事と生活の調和）を推進し、男女平等推進センター「パリテ」の相談業務の充実を図るとともに、市民、市民活動団体、NPO、企業などとの連携による理解促進に向けた取組が必要です。【見直しの方向性（案）2】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度
男女平等推進センター「パリテ」への登録団体数	男女平等推進センター資料	12	●	30
女性相談・婦人相談が相談者の問題解決に結びついた件数	相談者に対するアンケート調査	—	—	●件

¹² 家庭や地域生活、会社（仕事場）などにおいて、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるような仕事と生活の調和のこと。

各論（みんなで作るまちづくり）

<前期基本計画>

み3-1 開かれた市政の推進

【施策目標】

市民と市との双方向の情報交流を促進するとともに、市民が情報を得やすいしくみを整え、市政への市民参加を推進するための積極的な情報公開をめざします。

【現状と課題】

- ①情報通信技術（ICT）の発達や普及により、市民と市とのコミュニケーション手段は多様化しています。
- ②本市では、市報やホームページ、コミュニティラジオなどの情報媒体を活用し、すべての市民が情報を得ることができるよう、市政の情報提供の充実に取り組んでいます。
- ③情報公開¹³に関しては、公文書¹⁴の公開や行政資料の提供を行うとともに、「公文書等の管理に関する法律」が平成23年に施行されたことにより、自治体においてもこの趣旨に則った適正な公文書の管理が求められています。
- ④今後は、市報の政策広報としての役割の強化、だれにも利用しやすいホームページとして新しいユニバーサルデザインの適用、公文書リストの電子化・ホームページへの公開などを行うとともに情報リテラシーにも配慮する必要があります。
- ⑤また、行政手続などの電子化¹⁵を継続して推進するとともにソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用による市民とのコミュニケーションの向上、災害時の情報や子育て情報など必要な時に必要な情報を得ることができるしくみづくりを進める必要があります。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成24年度	平成30年度	平成35年度
「市の情報開示・情報公開など開かれた市政の推進」の取組に対する市民満足度	41.0%	46.0%	50.0%
ホームページのページ閲覧数	17,024,067件	17,875,000件	18,768,000件

¹³ 国や自治体などが業務上の記録（公文書）などを広く一般に開示すること。

¹⁴ 国または地方公共団体の機関の職員がその職務上作成し、又は收受した文書

¹⁵ 市民や企業などが行政機関に対して行う申請や届出などをインターネットや専用端末により電子的に行えるようにすること。

<後期基本計画【原案】>

み3-1	開かれた市政の推進
-------------	------------------

【施策目標】

多様な情報発信・交流と行政手続などの電子化の推進により、市政への市民参加を促進するとともに、行政サービスにおける市民の利便性向上を図ります。【見直しの方向性（案）1】

【現状と課題】

- ① I o T、ビッグデータ、A Iといった情報通信技術（I C T）の発達やスマートフォンやタブレット端末といった携帯型端末の急速な普及によって、市民と行政とのコミュニケーション手段や行政サービスの提供方法の高度化・多様化が見込まれます。【見直しの方向性（案）1・2】
- 平成28年12月には「官民データ活用推進基本法」が施行され、マイナンバーカード¹⁶の普及促進・利活用や行政手続などの電子化¹⁷・オンライン化、オープンデータの取組推進など、行政サービスの利便性向上や、業務の効率化につながる、ビッグデータを含めたデータの分析・利活用が課題となっています。さらには、今後、A IやI o T等の技術の活用も見据えて取組を進める必要があります。【見直しの方向性（案）1・3・5】
- ③情報公開¹⁸に関しては、平成23年4月に「公文書等の管理に関する法律」が施行されたことにより、自治体においてもこの趣旨に則った適正な公文書¹⁹の管理が求められています。
- ②④⑤引き続き、市報の政策広報としての役割の強化、ソーシャルネットワーキングサービス（S N S）や誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの情報媒体の活用等、すべての市民が必要な時に必要な情報を得られるとともに、市民と行政のコミュニケーションの向上に資する情報発信・交流の仕組みづくりが求められています。
- ④また、情報リテラシー及び情報セキュリティの向上、業務継続の観点を踏まえた情報化の取組など、行政サービスの提供や業務における情報活用を支える基盤の強化を図ることが重要です。【見直しの方向性（案）4】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成24年度	平成29年度	平成35年度
市ホームページの閲覧数（平成24年度を100とした場合の指数）	秘書広報課資料	100 (17,024千件)	● (●千件)	110 (18,768千件)
電子化された行政手続の件数	情報推進課資料	●件	●件	●件
マイナンバーカードの交付枚数	市民課資料	—	●枚	●枚

¹⁶ マイナンバー（個人番号）とは、日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含まれる）が持つ12桁の番号。社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。

¹⁷ 市民や企業などが行政機関に対して行う申請や届出などをインターネットや専用端末により電子的に行えるようにすること。

¹⁸ 国や自治体などが業務上の記録（公文書）などを広く一般に開示すること。

¹⁹ 国または地方自治体の機関の職員がその職務上作成し、又は收受した文書。

各論（みんなでつくるまちづくり）

<前期基本計画>

み3-2 健全な自治体の経営

【施策目標】

コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営及び市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。

【現状と課題】

- ①厳しい財政状況を踏まえ、持続可能で自立的な行財政運営の確立に向けた行財政改革の推進が必要です。
- ②本市では、平成22年に「地域経営戦略プラン2010」を策定し、行財政改革の推進を図ってきました。
- ③限られた行政資源（予算・人員）の中で、社会動向や環境の変化に柔軟に対応するためには、施策に優先順位をつけて優先度の高い施策に行政資源を集中する「選択」と「集中」による施策の重点化が必要です。
- ④また、効率的な公共施設の運営のため、「公共施設適正配置基本計画」や「公共施設の適正配置に関する基本方針」を定め、今後の公共施設の適正配置の取組の推進を図ることとしています。
- ⑤今後は、社会や都市構造の変化に対して柔軟に対応し、安定的な行政サービスを維持するため、引き続き健全な自治体経営を行うとともに、市職員の能力向上のための研修の充実や利便性の高い行政サービスの提供、公共施設の適正配置と庁舎の統合に向けた検討を進める必要があります。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成24年度	平成30年度	平成35年度
「行財政改革など健全な自治体の経営」の取組に対する市民満足度	30.6%	35.0%	40.0%
経常収支比率	91.8%	90%を超えない範囲	平成30年度の目標値を維持

<後期基本計画【原案】>

み3-2 健全な自治体の経営

【施策目標】

職員一人ひとりがコスト意識・マネジメント意識を持ち、将来にわたり、社会動向等の変化に対応しながら、安定的に行政サービスを提供できる、持続可能な自治体経営を目指します。

【現状と課題】

- ①人口減少・少子高齢化の進行などを背景に、地域社会が抱える問題や課題が多様化・複雑化する一方、財源や職員など自治体経営に必要な行政資源に限りがある中、持続可能で自立的な行財政運営の確立に向けて行財政改革を推進する重要性が高まっています。
- ②本市では、平成26年3月に策定した「西東京市第4次行財政改革大綱 地域経営戦略プラン」に基づき、「経営の発想に基づいた将来への備え」、「選択と集中による適正な行政資源の配分」、「効果的なサービス提供の仕組みづくり」、「安定的な自主財源の確保」に取り組んできました。平成28年9月には「公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、平成28年12月には「庁舎統合方針」を決定し、平成45（2033）年度を目途とした統合庁舎の建設に向けた取組を始められています。
- ③④⑤限りある行政資源のもと、社会動向や環境の変化に柔軟に対応するためには、施策に優先順位をつけて優先度の高い施策に行政資源を集中する「選択」と「集中」による施策の重点化が、従来にも増して必要です。また、将来的な人口構造の変化を適切に踏まえつつ、総合的・長期的な視点から、公共施設等の適正配置・有効活用や老朽化対策を戦略的に推進するとともに、庁舎統合に取り組む必要があります。【見直しの方向性（案）1・2】
- ⑤将来にわたり安定的な行政サービスを維持するため、公会計制度やファシリティマネジメントといった新たな手法や民間活力の導入も視野に入れた自治体経営を推進するとともに、市職員の能力向上のための研修の充実等に取り組む必要があります。【見直しの方向性（案）3・4】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成24年度	平成29年度	平成35年度
経常収支比率	企画政策課資料	91.8%	●%	90%内
「第4次行財政改革大綱アクションプラン」に基づく実施項目の進捗率	企画政策課資料	—	●%	●%

各論（笑顔で暮らすまちづくり）

<前期基本計画>

笑 1 - 1	地域福祉の推進
----------------	----------------

【施策目標】

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域で支えあう福祉のまちの実現をめざします。

【現状と課題】

- ①少子高齢化や核家族化、単身世帯や高齢者世帯の増加などが進む中、地域における近隣関係が希薄化し、地域での支えあいも弱まるなど、市民を取り巻く生活環境や状況が変化しています。
- ②本市では、これまで地域福祉計画に基づく福祉サービスを進めてきましたが、地域では、未だ多くの課題を抱えており、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政だけでなく地域を皆で支えるための、福祉体制の充実が必要となっています。
- ③一方、これまで地域を支えてきたコミュニティなどでは、担い手不足が問題となっており、福祉人材の育成や地域コミュニティの再構築による地域福祉の充実などが課題となっています。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
「地域で支えあう地域福祉の推進」の取組に対する市民満足度	17.5%	21.0%	25.0%
地域福祉推進員（ほっとネット推進員）の登録者数	133 人	400 人	600 人
福祉サービス第三者評価の対象サービス実施数	60 件	85 件	130 件

<後期基本計画【原案】>

策 1 - 1	地域福祉の推進
---------	---------

【施策目標】

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域で支えあう地域共生社会の実現をめざします。【見直しの方向性（案）1】

【現状と課題】

- ① 少子高齢化や単独世帯、高齢者世帯の増加などが進む中、地域における近隣関係が希薄化し、地域での支えあいも弱まるなど、市民を取り巻く生活環境や状況が変化しています。
- 国においても、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりを市町村の役割と位置づけ、地域共生社会の実現を目指しています。【見直しの方向性（案）1】
- ② 本市では、これまで地域福祉計画に基づく福祉サービスを進めてきましたが、地域では、未だ多くの課題を抱えています。独居高齢者や困難を抱えた方を含め、あらゆる人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域、暮らし、生きがいを皆で創り、共生できる包括的な地域福祉の支援体制づくりが必要となっています。【見直しの方向性（案）1】
- ③ 一方、これまで地域を支えてきたコミュニティなどでは、担い手不足が問題となっており、福祉人材の育成や、地域コミュニティやネットワークの再構築があらゆる福祉分野やまちづくりの課題となっています。

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度
地域活動への参加率（地域活動に参加したことがある市民の割合）	市民意識調査	—	—	●%
地域福祉推進員（ほっとネット推進員）の登録者数		133 人	●人	●人
福祉サービス第三者評価の対象サービス実施数		60 件	●件	130 件

各論（笑顔で暮らすまちづくり）

<前期基本計画>

笑 1 - 2 高齢者福祉の充実

【施策目標】

高齢者がいきいきと安心して暮らせるよう、市民と協働で高齢者の生活を支えるしくみの実現をめざします。

【現状と課題】

- ①本市では、高齢化率²⁰が 20%を超え、5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる中、高齢者の健康づくりや介護予防などへの支援、在宅高齢者を支えるサービスの充実、ささえあいネットワークによる高齢者の見守り、関係団体との連携など、さまざまな高齢者福祉の充実に取り組んできました。
- ②また、市内 8 か所の地域包括支援センター²¹では、介護相談や虐待防止、介護予防などの支援とともに、地域ネットワーク連絡会などを活用して、地域のニーズの発見や課題の整理などを行い、さまざまな社会資源と地域住民とのネットワークの構築を進めてきました。
- ③平成 35 年には市民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となることを見込まれている中、今後は、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続をめざす地域包括ケアシステム²²の構築が課題です。
- ④また、今までの福祉サービスでは補えない多様なニーズへの対応、地域で助けあい支えあう意識の醸成、増加が予想される認知症高齢者に対する支援の強化・充実が課題です。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
「介護予防・介護サービスなど高齢者福祉の充実」の取組に対する市民満足度	21.8%	26.0%	30.0%
ささえあいネットワークの協力員の数及び訪問協力員の数	協力員 1,010 人 訪問協力員 281 人	協力員 1,600 人 訪問協力員 360 人	協力員 2,100 人 訪問協力員 410 人
地域包括支援センター相談・対応件数	60 件	85 件	130 件

²⁰ 65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

²¹ 地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行うために、介護保険法で定められ、各区市町村に設置されている機関

²² 高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療、介護、介護予防、生活支援、住まい」の 5 つのサービスを一体的に受けられる支援体制のこと。

<後期基本計画【原案】>

第1-2 高齢者福祉の充実

【施策目標】

高齢者が**住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組み、地域の力を活かして**高齢者の生活を支える仕組みの実現をめざします。【見直しの方向性（案）1・3・4】

【現状と課題】

- ①本市では、高齢化率²³が20%を超え、5人に1人が65歳以上の高齢者となる中、高齢者の健康づくりや介護予防などへの支援、在宅高齢者を支えるサービスの充実、ささえあいネットワークによる高齢者の見守り、関係団体との連携など、さまざまな高齢者福祉の充実に取り組んできました。
 - ②また、市内8か所の地域包括支援センター²⁴では、介護相談や虐待防止、介護予防などの支援とともに、地域ネットワーク連絡会などを活用して、地域のニーズの発見や課題の整理などを行い、さまざまな社会資源と地域住民とのネットワークの構築を進めてきました。
 - ③平成37年には市民の4人に1人が65歳以上の高齢者となることを見込まれている中、今後は、できる限り住み慣れた地域において、在宅を基本とした生活の継続をめざす地域包括ケアシステム²⁵の構築が課題です。**そのため、高齢者がより長く元気に暮らし続けることができるよう、健康づくり・介護予防に対する高齢者自身の意識向上を図るとともに、在宅療養を推進する必要があります。【見直しの方向性（案）1】**
 - ④また、今までの福祉サービスでは補えない多様なニーズへの対応、地域で助けあい支えあう意識の醸成、増加が予想される認知症高齢者に対する支援の強化・充実が課題となっており、**地域の力を活かした支え合いにも取り組む必要があります。【見直しの方向性（案）1】**
- そのため、介護・福祉人材の確保・育成を進めるとともに、地域包括ケアの実現に向け、高齢者支援を担う様々な団体・人材のネットワークの強化や、効率的な連携体制に向けたコーディネート人材を育成することが重要です。また、企業などとの協働や、ICTや様々な技術の活用も推進する必要があります。【見直しの方向性（案）2～4】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成24年度	平成29年度	平成35年度
ささえあいネットワークの協力員の数及び訪問協力員の数		協力員 1,010 人 訪問協力員 281 人	協力員●人 訪問協力員●人	協力員 2,100 人 訪問協力員 410 人
75歳以上の要介護認定率	75歳以上の要支援・要介護認定者数／75歳以上高齢者数	●%	●%	●%
要介護認定者のうち在宅で過ごす人の割合	施設未利用の要介護認定被保険者数／要介護認定被保険者数	—	●%	●%

²³ 65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

²⁴ 地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行うために、介護保険法で定められ、各区市町村に設置されている機関

²⁵ 高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療、介護、介護予防、生活支援、住まい」の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制のこと。

各論（笑顔で暮らすまちづくり）

<前期基本計画>

笑 1 - 3 障害者福祉の充実

【施策目標】

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができ、障害のある人もない人も共生できるまちをめざします。

【現状と課題】

- ①障害者基本法の改正や、障害者総合支援法の施行により、個々の障害者がかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会（＝共生社会）の実現が求められています。
- ②本市では、これまで障害者総合支援センター「フレンドリー」²⁶を整備するなど、障害のある人の地域での生活を支援する取組を進めてきました。しかし、日常生活や社会生活をおくる中で支援が必要な人は年々増加しています。発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者など、支援を必要とする人の態様も多様化しています。そのため、支援体制を強化するとともに、共生社会を実現していくためには、障害や障害者に対する理解や、民間活力の導入が不可欠です。
- ③今後は、市民や関係団体と協働し、多様化するニーズや²⁷ライフステージに応じた障害者福祉施策の充実を図ることや、障害や障害者に対する理解を深めるための普及・啓発活動、障害者を抱える家族の孤立化防止支援、障害者の就労の場を増やすための支援体制などを、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
「障害者福祉の充実」の取組に対する市民満足度	15.8%	18.0%	20.0%
グループホーム ²⁸ 等の利用者人数	100 人	175 人	216 人
地域活動支援センター利用者数	201 人	310 人	389 人

²⁶ 障害の種別にかかわらず、西東京市に居住する障害者の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点であり、ノーマライゼーションの促進を図るための施設

²⁷ 人の一生において節目となる出来事で、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などによって区分される生活環境の段階のこと。

²⁸ 障害者総合支援法による共同生活援助事業（障害者に対して共同生活住居において、主として夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う事業）を実施する施設のこと。

<後期基本計画【原案】>

第 1 - 3	障害者福祉の充実
----------------	-----------------

【施策目標】

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができ、障害のある人もない人も共にいきいきと過ごせるまちをめざします。【見直しの方向性（案）1】

【現状と課題】

- ①障害者総合支援法や発達障害者支援法の改正により、障害者一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現が求められています。また、東京 2020 大会等を見据え、パラスポーツ等への関心が高まる中、障害や障害者に対する正しい理解を促進することが重要です。【見直しの方向性（案）1】
- ②本市では、これまで障害者総合支援センター「フレンドリー」²⁹を整備するなど、障害のある人の地域での生活を支援する取組を進めてきました。
- ②③しかし、日常生活や社会生活をおくる中で支援が必要な人は年々増加しており、子どもの障害の早期発見・早期療育のさらなる充実や、高齢化への対応が課題となっています。さらに、発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者など、支援を必要とする人の態様が多様化していることから、本人や家族のニーズやライフステージ³⁰に応じた支援や施設・環境整備を、総合的かつ計画的に進めていくことが必要です。【見直しの方向性（案）2】
- ②③引き続き、障害や障害者に対する理解を深めるための普及・啓発活動に取り組むとともに、障害者支援に対する民間事業者の参入を促進するなど、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で障害者を支え、共にいきいきと過ごせるまちづくりに取り組む必要があります。【見直しの方向性（案）3】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度
グループホーム ³¹ 等の利用者 人数		100 人	●人	216 人
地域活動支援センター利用者 数		201 人	●人	389 人
放課後等デイサービスの利用 者数		●人	●人	●人

²⁹ 障害の種別にかかわらず、西東京市に居住する障害者の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点であり、ノーマライゼーションの促進を図るための施設

³⁰ 人の一生において節目となる出来事で、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などによって区分される生活環境の段階のこと。

³¹ 障害者総合支援法による共同生活援助事業（障害者に対して共同生活住居において、主として夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う事業）を実施する施設のこと。

各論（笑顔で暮らすまちづくり）

<前期基本計画>

笑 1 - 4	社会保障制度の運営
----------------	------------------

【施策目標】

市民の健康と生活の安定のため、社会保障制度の適正で健全な運営に努めます。

【現状と課題】

- ①少子高齢化の進展や就業構造の変化、経済の長期低迷などにより、日本の社会保険制度の運営は大変厳しい状況となっています。
- ②本市では、これまで、生活保護の適正な実施、国民健康保険³²、高齢者への医療保険、介護保険の健全な運営と保険料の徴収率向上に努めてきましたが、今後も社会経済情勢に対応した、より一層適正で健全な制度運営が求められています。
- ③また、生活保護受給者の就労による自立を後押しする「改正生活保護法」や経済的に困窮している人を早期に支援するための「生活困窮者自立支援法」などの施行に伴い、国の動向などにも注視した対応が求められています。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
「社会保障制度の運営」の取組に対する市民満足度	16.0%	20.0%	25.0%

³² 国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する必要な保険給付を行うための社会保険で、主に市町村が運営している。

<後期基本計画【原案】>

第 1 - 4	社会保障制度の運営
----------------	------------------

【施策目標】

市民の健康と生活の安定のため、社会保障制度の適正で健全な運営に努めます。

【現状と課題】

- ①少子高齢化の進展や就業構造の変化、経済の長期低迷などにより、日本の社会保険制度の運営は大変厳しい状況となっています。
- ②本市では、これまで、生活保護の適正な実施、国民健康保険³³、高齢者への医療保険、介護保険の健全な運営と保険料の徴収率向上に努めてきましたが、今後も社会経済情勢に対応した、持続可能な制度運営が求められています。
- ③また、生活保護受給者の就労による自立を後押しする「改正生活保護法」の施行、「生活困窮者自立支援制度」の開始等の国の動向を踏まえつつ、生活困窮からの早期脱却を目指した支援に取り組む必要があります。

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度
自立している高齢者の割合	65 歳以上人口のうち要支援・要介護認定を受けていない人の割合	●%	●%	●%
生活困窮者自立支援の取組により就労を開始した人数		—	●人	●人

³³ 国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する必要な保険給付を行うための社会保険で、主に市町村が運営している。

各論（笑顔で暮らすまちづくり）

<前期基本計画>

笑 1 - 5 暮らしの相談機能の充実

【施策目標】

相談機能を充実させ、安心して生活できるまちをめざします。

【現状と課題】

- ①近年、インターネットや携帯端末³⁴などの情報通信技術（ICT）の発展や普及により、市民生活を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。市民の暮らしのトラブルは多岐にわたり、消費生活相談では相談当事者が低年齢化する一方で、高齢者からの相談も増加しています。
- ②本市では、これまで、消費、法律、税、不動産、行政関係などの暮らし全般の相談事業を行ってきました。特に、消費生活相談においては、東京都消費生活総合センター³⁵と連携した取組を行うとともに、消費者センターを中心として、新たな問題・手口への対応、トラブル防止のための啓発事業、消費生活講座などの開催を実施してきました。
- ③今後は、さらなる多様化・複雑化が予測されるさまざまな分野の相談への対応や市民がトラブルに巻き込まれないための防止策の構築と迅速でわかりやすい情報提供が求められています。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
「暮らしの相談機能の充実」の取組に対する市民満足度	18.4%	22.0%	25.0%
消費生活講座などの参加者数	773 人	800 人	1,000 人
消費生活相談件数	1,067 件	1,000 件	1,000 件

³⁴ 手のひら程度の大きさで、携帯して利用できる通信機器や情報機器の総称。スマートフォンやタブレット端末などが代表例

³⁵ 都民に対して、製品、食品、健康などの暮らしに役立つ情報提供や、消費生活相談、出前講座を含む各種講座、各種調査・商品テストなどを行っている都の施設

<後期基本計画【原案】>

第 1 - 5	暮らしの相談機能の充実
----------------	--------------------

【施策目標】

相談機能を充実させ、安心して生活できるまちをめざします。

【現状と課題】

- ①近年、インターネットや携帯端末³⁶などの情報通信技術（ICT）の発展や普及により、市民生活を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。市民の暮らしのトラブルは多岐にわたり、消費生活相談では相談当事者が低年齢化する一方で、高齢者からの相談も増加しています。
- ②本市では、これまで、消費、法律、税、不動産、行政関係などの暮らし全般の相談事業を行ってきました。特に、消費生活相談においては、東京都消費生活総合センター³⁷と連携した取組を行うとともに、消費者センターを中心として、新たな問題・手口への対応、トラブル防止のための啓発事業、消費生活講座などの開催を実施してきました。
- ③さらなる多様化・複雑化が予測される市民の相談ニーズに対応するとともに、問題の深刻化を防止するため、より相談しやすい窓口づくりに向けた相談機能の再構築を進める必要があります。また、引き続き市民がトラブルに巻き込まれないための防止策の構築や、迅速でわかりやすい情報提供に取り組むことも重要です。【見直しの方向性（案）1】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度
消費生活に関する情報が得られていると答えた市民の割合	市民意識調査	—	—	●%
消費生活講座などの参加者数		773 人	●人	1,000 人
消費生活相談件数		1,067 件	●件	1,000 件

³⁶ 手のひら程度の大きさで、携帯して利用できる通信機器や情報機器の総称。スマートフォンやタブレット端末などが代表例

³⁷ 都民に対して、製品、食品、健康などの暮らしに役立つ情報提供や、消費生活相談、出前講座を含む各種講座、各種調査・商品テストなどを行っている都の施設

各論（笑顔で暮らすまちづくり）

<前期基本計画>

笑 2 - 1 健康づくりの推進

【施策目標】

だれもが健康に生活できるよう、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた、こころとからだの健康づくりを支援します。

【現状と課題】

- ①健康維持の観点から、健康づくりに対する関心が高まっています。一方で医療費の増大は大きな問題となっており、健康寿命³⁸の延伸のための生活習慣病³⁹を含む病気予防の対策が求められています。
- ②本市では、市民が病気にならないための市民自身が行う健康づくりを支援するため、健康相談や栄養相談、健康診査、母子保健事業などを積極的に実施・推進するとともに、夜間・休日医療及び小児救急医療などについても、市内の医療機関・団体と連携し、医療体制を整えてきました。
- ③今後は、市民自身が行う健康づくりの支援を強化・充実するとともに、生活習慣病や食育⁴⁰に関する情報提供、医療及び医療機関の情報提供、健康相談、健康教育、各種スポーツ教室などを行う必要があります。
- ④また、住み慣れた地域で暮らし続けるための地域医療体制⁴¹の整備や充実、健康づくり活動を行う団体などとの連携、ワクチン接種・がん検診受診率を向上させる対策などに取り組む必要があります。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
「健康づくりの推進」の取組に対する市民満足度	25.1%	30.0%	35.0%
「地域医療体制の整備」に対する市民満足度	23.5%	26.0%	30.0%
がん検診の受診率	胃がん検診 4.8% 肺がん検診 5.8% 大腸がん検診 31.6% 子宮頸がん検診 17.6% 乳がん検診 21.3%	胃がん検 5.2% 肺がん検診 6.6% 大腸がん検診 32.6% 子宮頸がん検診 18.2% 乳がん検診 21.5%	胃がん検診 5.6% 肺がん検診 7.1% 大腸がん検診 34.1% 子宮頸がん検診 18.4% 乳がん検診 21.7%

³⁸ 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

³⁹ バランスの悪い食事、喫煙、運動不足などの生活習慣が要因となって発生する諸疾病のことで、糖尿病、脂質異常症、高血圧・高尿酸血症などがある。

⁴⁰ 様々な学習や体験などの経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

⁴¹ 地域住民に対して、保健予防、疾病治療及び更生医療などを包括的に実施するための医療機関などの体制

<後期基本計画【原案】>

笑 2 - 1 健康づくりの推進

【施策目標】

市民一人ひとりのライフステージに応じた、こころとからだの健康づくりを地域で共に支え合い、だれもが健やかで心豊かに生活できるまちをめざします。【見直しの方向性（案）1】

【現状と課題】

- ① 日本は世界一の長寿社会を迎えており、「人生100年時代」も現実を帯びている中、医療費の増大が大きな問題となっており、長い人生を健康に過ごすための生活習慣病⁴²を含む病気の予防の対策が強く求められています。
- ②本市では、市民自身が行う健康づくりを支援するため、健康相談や栄養相談、健康診査、母子保健事業などを積極的に実施・推進するとともに、夜間・休日医療及び小児救急医療などについても、市内の医療機関・団体と連携し、医療体制を整えてきました。
- ③④今後は、市民一人ひとりが健康なからだづくりに取り組むことができるよう、身体の不調や病気を早期に発見するための健康診断・がん検診の受診率向上を図るとともに、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康教育・食育⁴³、健康づくりに関する情報提供等により、健康に対する意識を醸成することが重要です。合わせて、健康相談や各種スポーツ教室の開催等により、市民の健康づくりに向けた活動を支援していく必要があります。【見直しの方向性（案）1・2】
- ④また、住み慣れた地域で暮らし続けるための地域医療体制⁴⁴の整備・充実を推進するとともに、健康づくり活動を行う団体との連携を強化するなど、地域で健康を支え合い、地域のつながりをもちながら暮らしていくことが大切です。【見直しの方向性（案）1】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度
がん検診の受診率		胃がん検診 4.8% 肺がん検診 5.8% 大腸がん検診 31.6% 子宮頸がん検診 17.6% 乳がん検診 21.3%	胃がん検診 ●% 肺がん検診 ●% 大腸がん検診 ●% 子宮頸がん検診 ●% 乳がん検診 ●%	胃がん検診 5.6% 肺がん検診 7.1% 大腸がん検診 34.1% 子宮頸がん検診 18.4% 乳がん検診 21.7%
健康フォロー講座の取組における参加者数（年間）		—	●人	●人
65 歳健康寿命（東京保健所長会方式）		男性 81.28 歳 女性 82.31 歳 (平成 25 年度)	男性 ●歳 女性 ●歳	男性 ●歳 女性 ●歳

⁴² バランスの悪い食事、喫煙、運動不足などの生活習慣が要因となって発生する諸疾病のことで、糖尿病、脂質異常症、高血圧・高尿酸血症などがある。

⁴³ 様々な学習や体験などの経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

⁴⁴ 地域住民に対して、保健予防、疾病治療及び更生医療などを包括的に実施するための医療機関などの体制

各論（笑顔で暮らすまちづくり）

<前期基本計画>

笑 2 - 2 高齢者の生きがいがづくりの充実

【施策目標】

高齢者が地域の中で生きがいをもって暮らせるまちをめざします。

【現状と課題】

- ①高齢者が、精神的にも肉体的にも健康で元気に人生をおくるためには、生きがいをもつことも大切です。
- ②本市では、高齢者の生きがいを支援する取組として、健康づくりや介護予防及び就労、他世代や地域との交流などに対する支援を行ってきました。しかし、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、高齢者と地域とのかかわりや交流は希薄化しつつあります。
- ③今後は、高齢者が生きがいをもって元気に暮らし、希望する活動や自己実現に取り組むことができるよう、学習や発表、他世代との交流、スポーツ・レクリエーション、社会貢献などの活動機会の創出、就労や起業のための支援など、高齢者の社会参加と生きがいがづくりへの取組やわかりやすい情報提供を進める必要があります。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
「団塊の世代や高齢者の生きがいがづくりの充実」の取組に対する市民満足度	13.8%	20.0%	25.0%
高齢者生きがい推進事業への参加者数	参加延べ人数 44,664 人	参加延べ人数 48,000 人	参加延べ人数 50,000 人

<後期基本計画【原案】>

第2-2 高齢者の社会活動や生きがいの充実【見直しの方向性（案）1】

【施策目標】

高齢者が生きがいをもち、地域の担い手としていきいきと活躍できるまちをめざします。【見直しの方向性（案）1】

【現状と課題】

- ①高齢化の進展とともに価値観が多様化し、余暇を活用した生涯学習やスポーツ活動に取り組むことで、心豊かに過ごせる生きがいの場を求める高齢者が増加しています。
 - ②本市では、高齢者の生きがいを支援する取組として、健康づくりや介護予防及び就労、他世代や地域との交流などに対する支援を行ってきました。しかし、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、高齢者と地域とのかかわりや交流は希薄化しつつあります。
 - ③今後は、高齢者の社会活動を促進するため、フレイル予防活動や学習・発表、他世代との交流、スポーツ・レクリエーション、社会貢献などの多様な活動機会の創出、就労や起業のための支援を充実させるなど、地域における高齢者の活躍を促す活動内容や活動の場等の充実が必要です。【見直しの方向性（案）1】
- また、ボランティア人材の育成や、企業・NPO・大学等との連携促進により、高齢者の生きがいの担い手拡大を図る必要があります。【見直しの方向性（案）2】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成24年度	平成29年度	平成35年度
高齢者生きがい推進事業への参加者数		参加延べ人数 44,664人	参加延べ人数 ●人	参加延べ人数 50,000人
介護支援ボランティアポイント制度の登録者数		●人	●人	●人

各論（笑顔で暮らすまちづくり）

<前期基本計画>

笑 2 - 3 障害者の社会参加の拡大

【施策目標】

障害のある人が、地域の中でいきいきと生きがいをもって暮らせるまちをめざします。

【現状と課題】

- ①個々の障害者がかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会（＝共生社会⁴⁵）の実現のためには、障害者の多様な形での社会参加と、障害や障害者に対する市民の理解が不可欠です。
- ②本市では、障害者がいきいきと地域で活動できるよう、障害者やその家族に関する意識啓発、講演会などの地域イベント支援、社会参加のための移動支援⁴⁶、スポーツなどへの参加支援、市役所での職場体験実習⁴⁷の実施など、障害者の社会参加及び就労を促進させるための取組を推進してきました。
- ③今後は、社会参加のために必要となる移動支援やコミュニケーション支援などの地域生活支援事業⁴⁸の充実や、障害者総合支援センター「フレンドリー」における地域交流や普及・啓発活動の推進が求められています。
- ④また、障害者就労支援センター「一歩」⁴⁹を拠点に、関係者が相互に連携するしくみによる障害者の雇用・就労の機会拡大に向けた取組が必要です。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
「雇用促進など障害者の社会参加の拡大」の取組に対する市民満足度	8.8%	12.0%	15.0%
就労援助事業への登録者数	158 人	214 人	277 人
障害者（児）スポーツ事業への参加者数	211 人	284 人	364 人

⁴⁵ これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことが出来る社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会

⁴⁶ 屋外での移動が困難な障害者に対して、外出時の介助など、外出に伴って必要と認められる身の回りの支援を行うこと。

⁴⁷ 就労を希望する障害者に実際の業務に携わってもらい、自分のスキルや会社での適応力を知るとともに、企業などにも障害者雇用に取り組むきっかけとするもの。

⁴⁸ 障害者が、能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう市町村を中心として行われる事業で、情報提供事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付、移動支援などの事業とされている。

⁴⁹ 西東京市在住の障害者に対し、就職し働き続けるために必要な情報提供、職業相談、職業適性判定、職場定着支援などのサービスを提供する施設

<後期基本計画【原案】>

第 2 - 3 障害者の社会参加の拡大

【施策目標】

障害のある人が、**それぞれの知識・スキルを活かして地域の中で活躍できるまちをめざします。**
【見直しの方向性（案）2・3】

【現状と課題】

- ①東京 2020 大会に向け、様々な分野で活躍する障害者への関心が高まる中、障害者一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するためには、障害や障害者に対する市民の理解を促進するとともに、障害者の多様な形での社会参加を支援することが求められます。
- ②本市では、障害者が地域でいきいきと暮らせるよう、障害者やその家族に関する意識啓発、講演会などの地域イベント支援、社会参加のための移動支援⁵⁰、スポーツなどへの参加支援、市役所での職場体験実習⁵¹の実施など、障害者の社会参加及び就労を促進するための取組を推進してきました。
- ③④今後は、障害のある人が、それぞれの知識・スキルを活かした就労を実現できるよう、障害者就労支援センター「一歩」⁵²を拠点に関係者が相互に連携し、多様な働き方や勤務形態の雇用の確保・拡充に努めるとともに、社会参加のために必要となる地域生活支援事業⁵³の充実を図る必要があります。【見直しの方向性（案）2】
- また、就労に限らず、障害者スポーツ事業の充実など、地域で障害者が活躍できる多様な機会・場づくりを推進することが重要です。【見直しの方向性（案）1・3】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度
就労援助事業に登録して一般就労した人数		—	●人	●人
福祉就労から一般就労へ移行した人数		—	●人	●人
障害者（児）スポーツ事業への参加者数		211 人	●人	364 人

⁵⁰ 屋外での移動が困難な障害者に対して、外出時の介助など、外出に伴って必要と認められる身の回りの支援を行うこと。

⁵¹ 就労を希望する障害者に実際の業務に携わってもらい、自分のスキルや会社での適応力を知るとともに、企業などにも障害者雇用に取り組むきっかけとするもの。

⁵² 西東京市在住の障害者に対し、就職し働き続けるために必要な情報提供、職業相談、職業適性判定、職場定着支援などのサービスを提供する施設

⁵³ 障害者が、能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう市町村を中心として行われる事業で、情報提供事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付、移動支援などの事業とされている。

各論（活力と魅力あるまちづくり）

<前期基本計画>

活1-1 産業の振興

【施策目標】

市内の農業・商工業を振興し、地域経済の発展をめざします。

【現状と課題】

- ①日本の産業において農業の占める比率は年々減少する傾向にあり、商店街機能の低下も共通してみられる現象です。
- ②本市では、後継者不足や農地の相続に関する税制などの影響で、農家数や農地（生産緑地）面積は年々減少の傾向にあります。また、商業では、商店の廃業などによる空き店舗がみられる一方、工業では、大規模工場の撤退や縮小などにより事業所などが減少しています。
- ③今後、農業においては、持続可能な農業経営の環境を整えるとともに、めぐみちゃんメニュー事業の推進や農地の多面的な機能の活用の検討、農家と市民との交流促進など地域に密着した農業の振興に取り組むことが必要です。
- ④商工業については、個々の商工業者の経営の維持・発展につながるよう経営診断や相談機能の充実を図るほか、イベントなどの開催や、空き店舗の活用などを通して商店街の振興のために、市民、事業者、商工会などとの連携をより一層進めていく必要があります。
- ⑤また、市内の中小企業に対しては、引き続き支援を行うとともに、市民、事業者、行政の連携により地域雇用を促進することも必要です。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成24年度	平成30年度	平成35年度
「産業の振興」の取組に対する市民満足度	13.4%	16.0%	20.0%
市内における農業産出額（農家1戸あたり平均）	3,841千円 (22年度実績値)	4,033千円	4,235千円
市内の企業等との連携による取組数	2件	2件	2件

<後期基本計画【原案】>

活 1 - 1	産業の振興
----------------	--------------

【施策目標】

市内の農業・商工業を振興し、**地域に根ざし、みんなに必要とされる産業が活発なまちを目指します。**【見直しの方向性（案）1】

【現状と課題】

- 都心に近い立地でありながら、農地の緑を身近に感じることができるという点は本市の魅力の一つであり、多品目生産が特徴である本市の農業は、市民の食や暮らし、うるおいある生活を支えています。【見直しの方向性（案）1】
- ②しかしながら、後継者不足や農地の相続に関する税制などの影響で、農業者数や農地（生産緑地）面積は年々減少の傾向にあります。また、商業では、商店の廃業などによる空き店舗がみられる一方、工業では、大規模工場の撤退や縮小などにより事業所などが減少しています。
- ③今後、農業においては、持続可能な農業経営の環境を整えるとともに、**都市農業の多様な機能を適切かつ十分に発揮できるよう、めぐみちゃんメニュー事業の推進や農地の多面的な機能の活用**の検討、農家と市民との交流促進など地域に密着した農業の振興に取り組むことが必要です。【見直しの方向性（案）2】
- ④⑤商工業については、個々の商工業者の経営の維持・発展につながるよう経営診断や相談機能の充実を図るほか、イベントなどの開催や、空き店舗の活用などをおして商店街の振興を図っていく必要があります。**また、市内の中小企業に対する支援を継続し、地域の雇用促進につなげることも重要です。**
- これらの多岐にわたる産業振興の取組を進めるにあたっては、市民の暮らしを支えるとともに、**地域の価値や市民の愛着を高められるよう、農業・商工業従事者だけでなく、行政や市民、大学、金融機関等の連携を一層強めていく必要があります。**【見直しの方向性（案）3】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度
市内における農業産出額（農家 1 戸あたり平均）		3,841 千円 (22 年度実績値)	●千円	4,235 千円
農地面積の減少率（平成●年度基準）		—	●%	●%
「めぐみちゃん」メニュー認定数（累計）		—	●件	●件
小売吸引力指数（西東京市の人口 1 人当たり年間商品販売額／多摩地域 26 市の人口 1 人当たり年間商品販売額）		●	●	●
市内小売業者の年間商品販売額		●億円	●億円	●億円
市内の企業等との連携による取組数		2 件	2 件	2 件

各論（活力と魅力あるまちづくり）

<前期基本計画>

活 1－2	新産業の育成
--------------	---------------

【施策目標】

起業・創業に対する支援を行い、新産業を育て、地域の活性化をめざします。

【現状と課題】

- ①景気の低迷や経済のグローバル化による産業構造の変化は、本市の地域経済にも少なからず影響を及ぼしています。
- ②商工業分野では、大規模工場の撤退や縮小、関連事業所の減少のほか、商店街における後継者や空き店舗の課題がある反面、市内では新たに創業する事業者もみられます。
- ③このような状況の中で、西東京商工会が運営する西東京創業支援・経営革新相談センター⁵⁴では、社会ニーズに対応したさまざまな支援を進めてきました。
- ④また、本市が住宅都市であることを念頭に、住宅と共生が可能な産業として、ソフトなものづくり産業⁵⁵についての調査・研究結果を踏まえて支援を行っていくことが必要です。
- ⑤今後は、西東京商工会などを中心とした起業、創業の支援の取組やチャレンジショップ事業⁵⁶、一店逸品事業⁵⁷などの取組の成果をあげていくとともに、さらなる分野横断的な連携が必要です。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
「新産業の育成や企業誘致の推進」の取組に対する市民満足度	6.5%	8.0%	10.0%
創業支援事業により起業した件数	9 件	15 件	15 件
ソフトなものづくり産業事業所の数	248 事業所	300 事業所	350 事業所

⁵⁴ 平成 14 年に開設された西東京商工会が運営する機関で、創業・開業をめざしている人、創業・開業後間もない人、経営革新に取り組みたい人などを対象とした相談や講習会などを実施している。

⁵⁵ 情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業など）、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、出版業など）、デザイン業、機械設計業に加え、西東京市においては、製造業のうち自社工場を持たない企業や研究開発中心型の企業なども対象に含めている。

⁵⁶ 商店街の賑わいの創出、活性化を図る目的のために、商店街の空き店舗スペースを活用して、創業希望者を支援する事業

⁵⁷ 西東京商工会が実施している事業で、モノやサービスなど各店舗独自のこだわりの「逸品」を確立し、入りたくなお店づくりを目指す事業

<後期基本計画【原案】>

活 1－2	新産業の育成
--------------	---------------

【施策目標】

起業・創業に対する支援を行い、新産業を育て、地域の活性化をめざします。【見直しの方向性（案） 1】

【現状と課題】

- 「第4次産業革命」とも称される急速な技術革新や、国をあげての働き方改革の推進等により、産業・就業構造は大きな変化を迎えようとしています。【見直しの方向性（案） 1】
- ④本市においても、これまで、多様な働き方へのニーズへの対応及びより魅力的で活力ある地域の創出の観点から、既存産業の振興に加え、住宅との共生が可能な産業であるソフトなものづくり産業⁵⁸を視野に、創業サポートや女性の働き方サポートにも取り組んできました。【見直しの方向性（案） 1・2】
- ②商工業分野では、大規模工場の撤退や縮小、関連事業所の減少のほか、商店街における後継者や空き店舗の課題がある反面、市内では新たに創業する事業者もみられます。
- ③⑤このような状況の中、引き続き、西東京商工会による西東京創業支援・経営革新相談センター⁵⁹運営や、チャレンジショップ事業⁶⁰、一店逸品事業⁶¹に取り組むとともに、創業サポート施設の利用や女性の働き方サポートをさらに推進する必要があります。【見直しの方向性（案） 2】
- ⑤新たな産業が根付き、地域の産業としてさらに発展できるようにするとともに、新たなチャレンジができる気運と活力あるまちとなるため、分野横断的な連携により、本市独自の創業支援事業の活用促進に向け、周知を図る必要があります。【見直しの方向性（案） 1・3】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度
創業支援事業により起業した件数		9 件	●件	15 件
ソフトなものづくり産業事業所の数		248 事業所	●事業所	350 事業所
チャレンジショップ事業を利用して 起業した件数（累計）		—	●件	●件

⁵⁸ 情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業など）、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、出版業など）、デザイン業、機械設計業に加え、西東京市においては、製造業のうち自社工場を持たない企業や研究開発中心型の企業なども対象に含めている。

⁵⁹ 平成 14 年に開設された西東京商工会が運営する機関で、創業・開業をめざしている人、創業・開業後間もない人、経営革新に取り組みたい人などを対象とした相談や講習会などを実施している。

⁶⁰ 商店街の賑わいの創出、活性化を図る目的のために、商店街の空き店舗スペースを活用して、創業希望者を支援する事業

⁶¹ 西東京商工会が実施している事業で、モノやサービスなど各店舗独自のこだわりの「逸品」を確立し、入りたくなお店づくりを目指す事業

各論（活力と魅力あるまちづくり）

<前期基本計画>

活2-1	まちの魅力の創造
------	----------

【施策目標】

自然や歴史、文化などの地域資源を活かし、まちの魅力を向上させるとともに、積極的な情報の発信に取り組みます。

【現状と課題】

- ①活気あるまちであるためには、市外からも人を呼び込めるような魅力があるとともに、その魅力が十分にアピールされることが必要です。
- ②本市は、5つの鉄道駅が存在し、都市計画道路の整備も進められるなど、交通の便がよく、都心に比べ比較的みどりが多く残されています。また、下野谷（したのや）遺跡など、歴史や文化などの地域資源も多くありますが、その魅力を十分にアピールできていないのが現状です。
- ③今後は、まちの魅力の向上をめざし、魅力ある景観づくりや、ひと・もの・ことを活用して「西東京ブランド⁶²」の構築を進めるとともに、地域資源である東大生態調和農学機構、多摩六都科学館などの活用の検討やさまざまな情報媒体を利用した積極的な情報発信をする必要があります。

【成果指標】

指標名	実績値	目標値	
	平成24年度	平成30年度	平成35年度
「地域資源を活用したまちの魅力の創造」の取組に対する市民満足度	13.5%	19.0%	25.0%
みどりの散策路めぐりへの参加者数	380人	400人	400人

⁶² 西東京市と他の地域との差別化を図り、地域価値を向上させるために、西東京市の自然・文化・歴史的な地域資源、特産品、地域活動などを活用してできあがる地域イメージの総体を指し、このブランドの確立により、西東京市への誘客や地域経済の活性化につながることを期待されている。

<後期基本計画【原案】>

活2-1	まちの魅力の創造
-------------	-----------------

【施策目標】

**自然や歴史、文化などの地域資源を活かし、まちの魅力を向上させるとともに、
市内外へのシティプロモーションに積極的に取り組みます。【見直しの方向性（案）1】**

【現状と課題】

- ①活気あるまちであるためには、市外からも人を呼び込めるような魅力があるとともに、その魅力が十分にアピールされることが必要です。
- ②本市は、5つの鉄道駅が存在し、都市計画道路の整備も進められるなど、市外からの交通の便がよく、都心に比べ比較的多く残されています。また、下野谷（したのや）遺跡など、歴史や文化などの地域資源が多くあり、その魅力をアピールする取組を進めています。
- ③今後は、東大生態調和農学機構、多摩六都科学館等の地域資源を活かし、市民や大学、民間事業者等と連携した特色あるまちづくりを進め、市内外から人が集まり、多世代が楽しめる場づくりを検討するなど、地域のひと・もの・ことの魅力を最大限に引き出し「西東京ブランド⁶³」の構築を進めることが重要です。【見直しの方向性（案）2】
- さらには、駅前情報発信拠点の整備をはじめ、多様な情報媒体を活用した市内外へのシティプロモーションを積極的に展開することで、まちの魅力の向上を図り、東京2020大会等も見据えた観光まちづくりにも取り組む必要があります。【見直しの方向性（案）1・2】

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成24年度	平成29年度	平成35年度
西東京市に愛着を感じている市民の割合		—	●%	●%
東京都及び埼玉県の近郊都市における西東京市の認知率（名前だけでなく特徴まで知っている人の割合）	市民意識調査	—	●%	●%
防災観光アプリのダウンロード数		●件	●件	●件
西東京市公式 Facebook への「いいね」数		—	●件	●件
西東京市がプレスリリースしたシティプロモーションに関する記事のメディア掲載率		—	—	●%
市内5駅の1日当たりの平均乗降客数（定期外）		●人	●人	●人
「まち歩き」事業に参加した人数（年間）	「まち歩き観光」や「みどりの散策路めぐり」などへの参加者数	●人	●人	●人

⁶³ 西東京市と他の地域との差別化を図り、地域価値を向上させるために、西東京市の自然・文化・歴史的な地域資源、特産品、地域活動などを活用してできあがる地域イメージの総体を指し、このブランドの確立により、西東京市への誘客や地域経済の活性化につながることを期待されている。

各論（安全で快適に暮らすまちづくり）

<前期基本計画>

安2-1	災害に強いまちづくり
安2-3	危機管理体制の整備

【施策目標】

安2-1：市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備や地域防災力の向上を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

安2-3：非常時における市の行政執行体制を確保し、安全・安心なまちをめざします。

【現状と課題】

<安2-1>

- ①首都圏においては、直下型の大規模地震が発生する可能性が指摘されており、市民意識調査（平成24年9月）においても、「防犯・防災などの生活安全対策」は重要度が高い施策となっています。
- ②本市では、平成19年度に危機管理室を設置するとともに、地域防災計画を見直すなど、災害に強いまちづくりに取り組んできました。一方、市内には耐震化されていない施設や建築物が現在も残っています。また、近年は、集中豪雨による都市型水害も起こっています。
- ③今後も、防災基盤整備や耐震化対策、雨水溢水対策などを引き続き進めていくことが求められています。
- ④また、東日本大震災の教訓を活かして、地域における自助・共助・公助による地域防災力を強化していくことが必要です。そのために、大規模災害を想定した防災訓練、災害時要援護者（要配慮者）への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図る必要があります。

<安2-3>

- ⑤地震災害や感染症など、生活に多大な影響を及ぼしかねない不測の事態が発生しています。特に東日本大震災では、地震と津波の被害にとどまらず、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散やライフラインの混乱、首都圏における公共交通機関の運行停止や帰宅困難者の発生、さらに電力需給のひっ迫に伴う計画停電など、これまで想定していなかった事態が多く発生しました。
- ⑥本市では、これまで、地域防災計画の策定や住民に対する災害情報の提供手段として防災行政無線の整備や国の「全国瞬時警報システム（J-ALERT）（※2）」への接続などを進めてきました。
- ⑦今後は、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災関係機関や生活関連施設などを含めた、災害などに対する全市・全庁的な危機管理体制の構築を推進していく必要があります。
- ⑧また、非常時に適切な行動が速やかにできるような取組や非常時における情報提供手段の活用についても検討が必要です。

【成果指標】（上段：安2-1、下段：安2-3）

指標名	実績値	目標値	
	平成24年度	平成30年度	平成35年度
「災害に強いまちづくり」の取組に対する市民満足度	15.4%	20.0%	25.0%
防災市民組織の数	83団体	120団体	150団体
総合防災訓練等への参加者延べ人数	3,500人	6,000人	10,000人
「市の危機管理体制の整備」の取組に対する市民満足度	10.8%	15.0%	22.0%

<後期基本計画【原案】>

安2-1	地域の危機対応力の向上（仮）	【見直しの方向性（案）1】
------	-----------------------	---------------

【施策目標】

市民の生命や財産を守るため、**非常時における市の危機管理体制を強化し、災害などの不測の事態に強い、安全・安心なまちづくりを推進します。**

【現状と課題】

- ⑤近年、首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震の発生が懸念されていることに加え、台風や集中豪雨による水害の多発など、全国的にこれまでの想定を大きく上回る災害外力の高まりが顕在化しています。また、自然災害だけでなく、武力攻撃事態やテロ、感染症など、生活に多大な影響を及ぼしかねない不測の事態に対する備えが求められています。
- ②本市では、平成19（2007）年度に危機管理室を設置するとともに、地域防災計画を適宜見直すとともに、危機管理マニュアルや業務継続計画（BCP）を整備するなど、災害などの不測の事態への備えに努めてきました。
- ③⑦⑧今後も、いつどこで起きるのかわからない災害時の被害を最小限に食い止めることができるようにするため、防災基盤や情報提供手段の整備、耐震化対策、雨水溢水対策等を引き続き進めていくとともに、全市・全庁的な危機管理体制の構築を、さらに推進していく必要があります。【見直しの方向性（案）1】
- さらに、「自らの地域は自らが守る」という考え方のもと、市民が地域の災害リスクを正しく理解し、事前の備えや発災時には近隣の住民同士で助け合うなど、自助・共助に根ざした取組も、強く後押しする必要があります。【見直しの方向性（案）2】
- ④そのため、大規模災害を想定した防災訓練、災害時要援護者（要配慮者）への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図る必要があります。

【成果指標】

指標名	指標の算出方法 又は出典元	実績値		目標値
		平成24年度	平成29年度	平成35年度
西東京市は年々「災害に強いまち」になってきていると思う市民の割合（例：緊急情報ネットワークの整備、各避難所に非常用物資が備蓄されているなど）	市民意識調査	—	—	●%
防災市民組織の数	危機管理室資料	83 団体	●団体	●団体
総合防災訓練等への参加者延べ人数（年間）	危機管理室資料	3,500 人	●人	●人